

新旧対照表

○神奈川県消費生活条例施行規則

新	旧
目次 <u>第1章 総則（第1条）</u> 第2章 消費者の権利の確立（第2条～第8条） 第3章 意見の聴取（第9条～第23条） 第4章 訴訟に要する費用の貸付け（第24条～第36条） <u>第5章 適格消費者団体等への資料の提供（第37条・第38条）</u> <u>第6章 知事への申出（第39条）</u> 附則 <u>第1章 総則</u> <u>（事業者が提供する商品等を用いて生活する者等に準ずる者）</u> <u>第1条 神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u> <u>（1）連鎖販売業を行う者（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第37条第1項に規定する連鎖販売業を行う者をいう。以下同じ。）から連鎖販売取引（同法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。）に係る契約の締結の勧誘を受けた者（個人に限る。）又は連鎖販売業を行う者と連鎖販売取引に係る契約を締結する相手方（当該連鎖販売業（同項に規定する連鎖販売業をいう。）に係る商品等の販売若しくは提供又はそのあつせんを店舗その他これに類似する施設によらないで行う個人に限る。）</u> <u>（2）業務提供誘引販売業（特定商取引に関する法律第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業をいう。以下同じ。）を行う者から業務提供誘引販売取引（同項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。）に係る契約の締結の勧誘を受けた者（個人に限る。）又は業務提供誘引販売業を行う者と業務提供誘引販売取引に係る契約を締結する相手方（当該業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人に限る。）</u>	目次 <u>第1章 削除</u> 第2章 消費者の権利の確立（第2条～第8条） 第3章 意見の聴取（第9条～第23条） 第4章 訴訟に要する費用の貸付け（第24条～第36条） （新設） <u>第5章 知事への申出（第37条）</u> 附則 <u>第1章 削除</u> <u>第1条 削除</u>

新	旧
第2章 消費者の権利の確立 (安全性に疑いのある商品の立証要求) 第2条 <u>条例第6条第1項の規定による立証の要求は、立証の期限を付して立証要求書（第1号様式）により行う。</u> 2～4 (略) (立入調査等) 第7条 <u>条例第19条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u> (1) <u>当該事業者が行う消費者との契約に関する事項であつて、消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者</u> (2) <u>当該事業者の事業に係る商品等に関して、当該事業者と取引する事業者</u> (3) <u>当該事業者が行う消費者との契約に関して、当該契約を誘引するため又は当該契約に係る取引を継続させ、若しくは当該契約に係る取引の内容を拡大させるために他の商品等を消費者に供給する者</u> (4) <u>当該事業者が行う消費者との契約に関して、契約の締結若しくは解除又は債務の履行に係る行為を行う者</u> (5) <u>当該事業者が行う消費者との契約に関して、契約の締結、履行又は解除に係る書類を保有する者</u> (6) <u>当該事業者が行う消費者との契約に関して、当該事業者に対し、条例別表第1から別表第8までに掲げる行為の方法等を教示する者</u> 2 条例第19条第1項の規定による報告の要求は、書面により行う。 3 条例第19条第1項の規定により事業者<u>又は密接関係者</u>が行う報告は、書面により行わなければならない。 4 条例第19条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、関係者に立入調査書（第9号様式）を提示しなければならない。 (削除) 5 条例<u>第19条第2項</u>に規定する身分を示す証明書の様式は、第10号様式とする。	第2章 消費者の権利の確立 (安全性に疑いのある商品の立証要求) 第2条 <u>神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による立証の要求は、立証の期限を付して立証要求書（第1号様式）により行う。</u> 2～4 (略) (立入調査等) 第7条 (新設) 条例第19条第1項又は第2項の規定による報告の要求は、書面により行う。 2 条例第19条第1項<u>又は第2項</u>の規定により事業者が行う報告は、書面により行わなければならない。 3 条例第19条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、関係者に立入調査書（第9号様式）を提示しなければならない。 4 <u>条例第19条第2項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u> (1) <u>当該事業者が行う消費者との商品売買契約等に関する事項であつて、消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者</u> (2) <u>当該事業者が行う消費者との商品売買契約等に関して、当該事業者と取引する者</u> 5 条例<u>第19条第3項</u>に規定する身分を示す証明書の様式は、第10号様式とする。

新	旧
(公表) 第8条 (削除) 条例第20条の規定による公表は、神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。 第5章 適格消費者団体等への資料の提供 (提供する資料) 第37条 条例第25条の2第1項及び第2項に規定する規則で定める資料は、次に掲げるものとする。 (1) 契約書及び和解書 (2) 契約約款その他契約の内容を記載した書面 (3) 重要事項説明書その他契約の概要を記載した書面 (4) ビラ、パンフレットその他広告物 (資料の提供の請求) 第38条 条例第25条の2の規定による資料の提供を受けようとする適格消費者団体及び特定適格消費者団体（以下「適格消費者団体等」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 当該適格消費者団体等の名称及び住所並びに代表者の氏名 (2) 差止請求（消費者契約法（平成12年法律第61号）第12条の2第1項に規定する差止請求をいう。）の相手方又は被害回復裁判手続（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）第2条第9号に規定する被害回復裁判手続をいう。）の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 申請理由 (4) 提供される資料の利用目的並びに当該資料の管理の方法及び当該資料を取り扱う者の範囲 (5) 希望する資料提供の範囲 (6) 希望する資料提供の実施の方法 2 前項第3号の申請理由には、当該適格消費者団体等が収集した資料及び情報の概要その他の申請を理由づける事実等を具体的に記載しなければならない。	(公表) 第8条 <u>知事は、条例第20条の規定により公表しようとするときは、別に定めるところにより、事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。</u> 2 条例第20条の規定による公表は、神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。 (新設)

新	旧
3 <u>知事は、第1項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に相当の理由があると認めるときは、前条各号に定める資料のうち必要と認められる範囲内の資料を提供するものとする。</u> 4 知事は、資料の提供を行うに際しては、次に掲げる条件を付するものとする。 (1) <u>差止請求権を適切に行使し、又は被害回復関係業務を適切に遂行する目的以外の目的に利用し、又は提供しないこと。</u> (2) <u>提供された資料の活用の結果を報告すること。</u> (3) <u>提供された資料に消費者の個人情報が含まれる場合は、当該個人情報の保護に留意すること。</u> 5 <u>第3項の規定にかかわらず、知事は、第1項の申請に係る資料が、前項の規定により付される条件に違反して使用されるおそれがあると認めるときは、当該資料を提供しないものとする。</u> 6 <u>知事は、資料の提供に当たっては、消費者の個人情報の保護に留意しなければならない。</u>	
第6章 知事への申出 第39条 (略)	第5章 知事への申出 第37条 (略)

新	旧
第10号様式（第7条関係）（用紙 縦6センチメートル 横8センチメートル） （表） （略） （裏） 神奈川県消費生活条例（抜粋） （立入調査等） 第19条 知事は、第6条〔安全性に疑いのある商品の立証要求等〕第1項及び第2項、第7条〔危険な商品の排除〕第1項、<u>第8条〔危険な商品の排除〕第1項、第13条〔表示等の基準の遵守等〕第2項、第13条の3〔不当な取引行為に関する調査〕、第13条の4〔指導及び勧告〕並びに第17条〔指定生活関連商品の調査〕の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくは当該事業者と密接な関係を有する者として規則で定める者（以下「密接関係者」という。）</u>に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、<u>事業者若しくは密接関係者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u> <u>2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。</u> <u>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</u>	第10号様式（第7条関係）（用紙 縦6センチメートル 横8センチメートル） （表） （略） （裏） 神奈川県消費生活条例（抜粋） （立入調査等） 第19条 知事は、第6条〔安全性に疑いのある商品の立証要求等〕第1項及び第2項、第7条〔危険な商品の排除〕第1項、<u>第8条〔危険な商品の排除〕、第13条〔表示等の基準の遵守等〕第1項、第13条の3〔不当な取引行為に関する調査〕、第13条の4〔指導及び勧告〕並びに第17条〔指定生活関連商品の調査〕の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u> <u>2 （略）</u> <u>3 第1項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。</u>